

●香川県監査委員公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、内部統制の整備・運用の状況について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年10月1日

香川県監査委員	木下典幸
同	大西均
同	五所野尾恭一
同	都築信行